

議案第34号

千曲市学校給食費徴収に関する規則の一部を改正する規則

第1・2学校給食センター

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和2年千曲市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

小学校教職員	295円
中学校教職員	335円

」を

「

小学校教職員	345円
中学校教職員	385円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の千曲市学校給食費徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食費の徴収から適用し、同日前に実施した給食費の徴収については、なお従前の例による。

令和7年2月18日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市学校給食費徴収に関する規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	

提案理由

近年の物価高騰に対し、保護者の経済的な負担を増やさずに学校給食を提供するため、公費による支援を行い、不足する食材費を賄ってきた。令和7年度においても、公費支援を継続する予定であるが、教職員はその支援対象とならないため、教職員の給食費の改定を行うもの。

改定内容

区 分	改正前	改正後
小学校教職員	2 9 5 円	3 4 5 円 (50円増)
中学校教職員	3 3 5 円	3 8 5 円 (50円増)

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和2年千曲市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行				改正後（案）							
（給食費の金額等） 第3条 給食費の1食当りの額（以下「日額」という。）、1月当りの額（以下「月額」という。）及び徴収月は、区分に応じ次のとおりとする。				（給食費の金額等） 第3条 給食費の1食当りの額（以下「日額」という。）、1月当りの額（以下「月額」という。）及び徴収月は、区分に応じ次のとおりとする。							
区分		日額	月額	徴収月		徴収月					
小学校児童	低学年（1～3年生）	280円	5,200円	5月から翌3月まで		小学校児童	低学年（1～3年生）	280円	5,200円	5月から翌3月まで	
	高学年（4～6年生）	295円	5,400円	5月から翌3月まで			高学年（4～6年生）	295円	5,400円	5月から翌3月まで	
中学校生徒		335円	6,200円	5月から翌3月まで		中学校生徒		335円	6,200円	5月から翌3月まで	
小学校教職員		295円		5月から翌3月まで		小学校教職員		345円		5月から翌3月まで	
中学校教職員		335円		5月から翌3月まで		中学校教職員		385円		5月から翌3月まで	
2・3（略）				2・3（略）							